

令和元年 第15回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和元年8月20日(火)
開会 午前9時30分 閉会 午前10時23分
- 2 場 所 大宮庁舎 4階 第2・第3会議室
- 3 出席委員名 吉岡喜代和 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子
- 4 説明者 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦
教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治
子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課長 引野雅文
文化財保護課長 新谷勝行
- 5 書 記 教育総務課主幹 溝口容子
- 6 議 事
- (1) 議案第63号 専決処分の承認について(令和元年度子育て講演会・人形劇おやこ劇場の開催に係る後援について)
 - (2) 議案第64号 京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
 - (3) 議案第65号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例の一部改正について
 - (4) 議案第66号 欠番
 - (5) 議案第67号 欠番
 - (6) 議案第68号 京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について
 - (7) 議案第69号 京丹後市私立保育所保育料徴収規則の一部改正について
 - (8) 議案第70号 京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について
 - (9) 議案第71号 欠番
 - (10) 議案第72号 京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱の一部改正について
 - (11) 議案第73号 京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の一部改正について
 - (12) 議案第74号 京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について
 - (13) 議案第75号 令和元年度京都府小学校教育研究会外国語教育研究大会の開催に係る後援について

7 そ の 他

<教育総務課>

1 1月定例会の日程調整について

8 会 議 録 別添のとおり (全23頁)

9 会議録署名

別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

令和元年10月3日

教 育 長 吉 岡 喜代和

署 名 委 員 田 村 浩 章

〔招集者〕 京丹後市教育委員会教育長 吉岡喜代和

〔被招集者〕 野木三司 久下多賀子 田村浩章 安達京子

〔説明者〕 教育次長 横島勝則 教育理事 上田隆嗣 総括指導主事 小石原 敦

教育総務課長 岡野 勲 学校教育課長 松本晃治

子ども未来課長 服部智昭 生涯学習課課長 引野雅文

文化財保護課長 新谷勝行

〔書記〕 教育総務課主幹 溝口容子

〈吉岡教育長〉

皆さんおはようございます。ただ今から「令和元年第15回京丹後市教育委員会臨時会」を開会致します。

先週はお盆でした。台風10号が来ましたが、本市におきましては、警戒本部の設置はしましたが警報発令もなく、特に被害等もなく良かったなと思っています。まだまだ暑い日が続いていますし、これから秋の台風シーズンを迎えます。市民の皆さんに影響が出るようなことが起こらないように願っているところです。

本日は、「専決処分の承認について」をはじめ、13議案の審議を予定していましたが、誠に申し訳ありませんが、このうち第66号、第67号、第71号の3議案については、次回以降の教育委員会へ送ることとし、取り下げをさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

本日の会議録署名委員の指名を致します。

田村委員を指名しますのでお願い致します。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

<吉岡教育長>

初めに、議案第63号「専決処分の承認について(令和元年度子育て講演会・人形劇おやこ劇場の開催に係る後援について)」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<引野理事兼生涯学習課長>

議案第63号「専決処分の承認について(令和元年度子育て講演会・人形劇おやこ劇場の開催に係る後援について)」説明をさせていただきます。

この事業は、日本の伝統文化である人形劇を通じて、子どもたちの情操をより豊かにするとともに、子育て中の保護者を対象とした子育て講演会を併せて開催することで、子育てのヒントを提示し、心豊かな生活を楽しむことを通じて、地域振興を図ることを目的に開催されるものです。

内容についてです。第1部、子育て講演会は、人形劇団ひぼぼたあむ代表 永野 むつみ氏を講師に迎え、「感動すること・育つこと」と題し、子どもたちと向き合っていくうえで大切なことなどについてお話いただくものです。

第2部の、人形劇おやこ劇場については、同じく人形劇団ひぼぼたあむにより、「チップとチョコ」という劇を、2日間、2会場で実施されるものです。

開催日時は、講演会が本年9月6日(金)、午後6時半から、会場はアグリセンター大宮、入場は無料。人形劇につきましては、9月7日(土)が京丹後市久美浜庁舎、翌9月8日(日)が京丹後市丹後庁舎で開催され、時間はいずれも午後2時から2時40分まで、入場は無料となっています。

主催は、京丹後文化のまちづくり実行委員会、共催は京丹後市青少年健全育成会、後援は京都府、京丹後市となっています。

申請者は、京丹後文化のまちづくり実行委員会 会長 岩崎 晃氏です。

なお、本来ですと事前に教育委員会で承認を得るべき案件となりますが、広報等の準備に支障が出るため、事務委任規則の規定により、専決処分としたものです。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。

<吉岡教育長>

議案第63号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<野木委員>

3日間という長いスパンで大きな取組みを企画されて、ご苦労だなと思いました。これだけ大きな取組みであるがゆえに、専決処分という形で今回の議案に出てきたという経緯が、先ほどの説明の中で、広報に支障が出るという理由を述べられましたが、なぜ広報に支障が出るのかという理由等を聞かせていただきたいのですが。

<引野理事兼生涯学習課長>

申請の受け付けが8月6日だったということで、本来ですともっと早く申請をいただいで、きちっと承認を得るべきだと思うのですが、8月6日という時点で広報も1月前ですので、取り組んでいただく必要があるということで、早く許可をいただきたいということで、専決とさせていただいたものです。

すでに夏休みにも入ってしまして、子どもたちへの周知などを早く取り組む必要があるということが、主な要因です。

<野木委員>

内容的には素晴らしいと思うのでなおさら、事業をこなさなければならないので今の時期に出てきたような、そんな見方もできて、これだけの催しであるならばもっと早くからの周知徹底をしているはずなので、今回出てくるというのが非常に残念だなと、いろいろな憶測が生まれる要因にもなるなと感じました。内容が素晴らしいと思うだけに残念な気がしました。

<田村委員>

細かいところですが、開始時間が、チラシの方では18時半で、開催要領では19時となっているのですが、これは18時半の間違いですか。

<引野理事兼生涯学習課長>

18時半の間違いです。開催要領の方が誤っています。申し訳ありません。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。

議案第63号「専決処分の承認について(令和元年度子育て講演会・人形劇おやこ劇

場の開催に係る後援について)」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第64号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第64号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

この条例は、国の、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）が施行されたこと、また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が施行されたことに伴い、改正をするものです。

家庭的保育事業とは、待機児童の多い都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保するために、少人数の子どもを保育する事業のことです。

今回、国の省令改正に準じて、文言を改正しています。

新旧対照表をご覧ください。主立ったところを説明させていただきます。

まず第7条です。本来家庭保育事業者は連携施設を確保するものとされていますが、その適用をしなくするということが、この7条で書かれています。

1枚めくっていただきまして、先ほど2番目に言わせてもらった、成年被後見人等の権利の制限に係る措置に関わる部分の改正が、第24条の部分になります。

第24条の(2)の被後見人の部分が削除されましたので、号数が1号繰り上がり、第4号であったところを第3号に改正しています。それ以外については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づいて、国と同様に文言整理を行っています。

附則の部分をご覧いただきたいと思います。この条例は公布の日から施行するとなっておりますが、ただし書きとして第24条の改正規定は、令和元年12月14日から施行するというので、後段にありました成年被後見人の部分について、このただし書きを付けさせていただいているという状況になります。

本日承認を受けましたら、こちらの改正案は9月議会に上程をする予定にさせていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

<吉岡教育長>

議案第64号について説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

後見人制度のことがよく分からないのですが。

<服部子ども未来課長>

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されまして、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的・実質的に審査をして、制度ごとの必要な能力の有無を判断する規定に変えるというのが、この法律の改正の趣旨になりますので、成年後見人であるということだけをもって、欠格事由としているものについては、この条文が削除されるということになっています。

今回の条例に係る部分については、児童福祉法の中で、保育士の資格要件の中に、成年後見人等はなることができないという規定がありますので、その文言が削除されたということで、引用条文が1号ずれることになります。

<吉岡教育長>

つまり、成年後見人制度の法律が変わって、児童福祉法が変わったから、それが影響するという意味ですね。

<服部子ども未来課長>

そうです。

<吉岡教育長>

成年後見人制度のことまで言わなければならないのか。児童福祉法の改正があったから、で留めておけば良いような気がします。

この条例改正には直接関係ないのだけど、説明がそこまで必要かどうかですね。

<横島教育次長>

児童福祉法の欠格事由の条項が1つなくなったので、それに合わせて市の条例も改正しました、という方が分かりやすいということですね。

改正された主たる法の影響を受けたため、改正するという理由で、今回整理させていただいているので、1段飛んでしまっているような形で分かりにくいのかなと思いますけども、児童福祉法の、保育士さんの資格のところの、欠格事由が1つ取れたので、それで1条あがったという改正なのです。

<吉岡教育長>

24条の第2項の第2号の、34条の20第1項第4号だったのが第3号になるのが、児童福祉法の引用文が抜けたからということですね。成年後見人制度という言葉がどこにも出てこないの、そこまで言う必要はないような気がします。ちょっと考えておいてください。

<横島教育次長>

はい。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第64号「京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第65号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第65号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例の一部改正について」説明をさせていただきます。

これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の改正に準拠した所要の改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。主な改正点を説明させていただきます。

第2条の定義に（5）として「特定子ども・子育て支援施設等」という定義を加え、「法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。」という部分を新たに加えています。

この特定子ども・子育て支援施設等とは、幼稚園の預かり事業や一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を行っている施設のことを指します。

この部分で新しく定義が増えましたので、その影響で第3条の（9）の一部に、同じく、「特定子ども・子育て支援施設等」を加えるという部分が、第3条の（9）に出てきます。

附則で、この条例は、令和元年10月1日から施行するとしています。この条例につきましても、本日ご承認いただけましたら、9月議会に上程する予定をさせていただきます。

以上ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第65号について説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<吉岡教育長>

こちらの方は反対に、特定子ども・子育て支援施設等が、第30条の11第1項に規定する施設なので、この施設はどのようなものかということをもっと丁寧に説明する必要があるかなと思います。

<横島教育次長>

今のは簡単すぎるということですか。

<吉岡教育長>

新しく加わるのですよね。

<横島教育次長>

無償化するにあたって、今まであった事業を整理して、こういった言葉を用いて、それを無償化の対象にするために新しく定義したという形になっています。

<服部子ども未来課長>

特定子ども・子育て支援施設等につきましては、実際には事業の中身を指してしまして、幼稚園の預かり保育ですとか、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業、これを行っている施設ということで定義付けをされているものでして、その定義を改めて条例の中に盛り込むというものになっています。

<吉岡教育長>

今まで定めなくても良かったのに今度は定めるということについては。

<服部子ども未来課長>

従来ですと、昔で言う支給認定ということで、保育所を利用するために保育の必要性という認定を行います。そして施設を使うのですが、今まででしたら、これらの施設を使う時というのは、保育の認定を受ける必要もないですし、そのサービスを利用していただいた分については、全て実費で支払っていただくということになります。

今回、無償化に合わせまして、保育認定を受けている方で、保育を利用できない人については、特定子ども・子育て支援施設等のそれぞれの事業を利用した場合は、無償化の対象になってきますので、新たにここに位置づけるということになります。

<安達委員>

そしたら、今まで病気とかお産とかで一時預かり、一時保育を頼んでいたのは認められると思いますが、リフレッシュのために預けるといのは、お金を払わなくてはいけないというふうになるのですか。

<服部子ども未来課長>

まず、保育の認定を受けているかどうかは1つのポイントになります。保育の認定を受けておられて、保育の必要性があるという中で、これらのサービスを利用していくことについては、無償化の対象になってきます。保育の必要性がない場合でしたら実費負担ということになります。

<安達委員>

保育が必要である基準か、何かあるのですか。

<服部子ども未来課長>

今は資料を持っていないのですが、就労する時間が両親合わせて120時間ですとか、80時間以上ですとか、そういったことで保育短時間、保育標準時間というふうに、それぞれ基準が設けられていまして、その世帯が保育できる状況にあるかないかというあたりを、保育所利用される時に就労証明を出していただくのですが、それらの内容によって判断をしていくための基準というのがあります。

<安達委員>

それはあくまでも保育所入所の基準であって、一時保育というのは、自宅で保育をしている時に、急に一時的に預かってほしいということが生じて預ける場合、一時保育に出すのですが、そういう時の基準ということですか。

<服部子ども未来課長>

無償化という意味で言いますと、保育の認定を受けているかどうかということになるので、今おっしゃるように、普段は保育ができるのだけど、一時的に見ていただきたいという場合にあっては有償という形になります。

<安達委員>

それは病気など、どうしても保育が必要なときも有償ですか。

そういう場合は入園した方が良いということですか。そしたら無償になるということですね。

<吉岡教育長>

可能であればその時に認定を受けたら良いということですか。

<安達委員>

分かりました。ありがとうございます。

<久下委員>

それは年齢的には3歳ということですか。

<服部子ども未来課長>

無償化の対象としては3歳以上になります。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第65号「京丹後市子どものための保育給付を受

ける資格等の基準を定める条例の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第68号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第68号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」説明をさせていただきます。

こちら、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、改正法に準拠した改正等を行うもので、文言の整理と様式等の修正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

国の改正に合わせて、主な点としては、今までの「支給認定」から、「教育・保育給付認定」に、今回定義が置き換わりましたので、それに基づく文言の整理というところが、多数の箇所をわたって見られるという改正になっています。

2ページをご覧ください。「支給認定」が「教育・保育給付認定」に置き換わった改正が、3ページ、4ページと続いています。5ページ以降は様式の方の変更になります。こちらの方もその文言の変更に合わせて、下線の部分に変更になっていくということになります。7ページにも下線がありますし、8ページは下のところで「支給認定申請」が「教育・保育給付認定申請」という言葉に置き換わっています。9ページについても同じような文言の修正が、上の部分に見受けられますし、10ページにつきましても、「支給認定」が「教育・保育給付認定」となり、下の書き方については

今回の方に合わせて同じような内容で改正しています。

12、13ページについては、下線が全部に引かれています。これは表が全部差し替わったという形で全部下線が入っているので見にくい部分があるのですが、1行目の「支給認定」が「教育・保育給付認定」、2行目下の「支給認定」が「教育・保育給付認定」、認定証の中の、「認定者番号」が「認定証番号」となっていますし、あとは「支給認定」が「教育・保育給付認定」という形で、下から2行目、下から5行目あたりの項目が変更されています。

様式第6号も同じようなことで全部に下線が入っていますが、基本的には国に合わせて改正をさせていただいたということになっていきますし、様式第7号につきましても、下線が全部に引けている形になっていきますが、タイトル部分の「支給認定」が「教育・保育給付認定」に変わっていきますし、表の一番上に生年月日を書く欄が入っています。

16ページ以降は下線部分のみが変更という形の表になっています。同じく「支給認定」が「教育・保育給付認定」となっていますし、同様の改正が19ページまで続くという形になります。

なお、附則でこの規則も令和元年の10月1日から施行することになっています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第68号について説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<安達委員>

11ページの支給認定証交付延期通知書が現行も改正案も同じなのですが、なぜここが教育・保育給付認定証になっていないのか教えてください。

<服部子ども未来課長>

申し訳ありません。ここも支給認定証交付延期通知書が教育・保育給付認定証交付延期通知書という形に変わります。

<安達委員>

そしたら13ページの上の、支給認定証を返還していない場合は、という部分も教育・保育給付認定証に変わるのですか。

<横島教育次長>

休憩をお願いします。

<吉岡教育長>

暫時休憩します。

— 休憩中 —

<吉岡教育長>

休憩を閉じて再開します。

<服部子ども未来課長>

支給認定証交付延期通知書については、そもそも教育・保育給付認定の申請をして保育の必要性を支給認定証という形で出しますので、この支給認定証という言葉はそのまま残るということになります。訂正をお願いします。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第68号「京丹後市子どものための保育給付を受ける資格等の基準を定める条例施行規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第69号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第69号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の一部改正について」説明させていただきます。

これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、改正法に準拠した改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

こちら、改正法に準じて文言を整理することがほとんどですが、特徴的なことを言わせていただきますと、第2条、定義のところの「支給認定」が、同じように「教育・給付認定」ということで、その上段も同じようになっているのですけども。

条例の名前に準じて変わる部分の変更がありまして、第3条の2項のところ、従来「京丹後市立保育所保育料徴収条例」という部分が、「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例」と変わりますし、第4条の部分も旧は「京丹後市立保育所保育料徴収条例施行規則」となっていたものが、名称が変わって「京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例施行規則」というふうな、引用する条例規則の名前が変わっていますので、その部分の変更も入っているということがあります。

こちらの方も、附則で、令和元年10月1日から施行するとさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第69号について説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第69号「京丹後市私立保育所保育料徴収規則の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第70号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第70号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」説明させていただきます。

国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、条文と様式の文言を整理するものです。新旧対照表をご覧ください。

こちらの規則でも、支給認定の文言を教育・保育給付認定に改める箇所がたくさんありますし、第8条の第1項第2号では、「支給認定区分」を「保育必要量」に改めています。

裏面になります。第12条第2項第2号では、「認定こども園入園承諾書」を現行のシステムの帳票に合わせ、「認定こども園利用承諾通知書」に改めています。

様式についても同様に、先ほど説明させていただいた、文言を整理する部分を入れさせていただいているのが改正の中身という形になっています。

5ページでは、「こども園の入園」という旧来の形を、「施設の利用」と、今回の無償の言葉に合わせて変更しています。

こちらの方も、附則で、令和元年10月1日から施行という形を取らせていただいています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

〈吉岡教育長〉

議案第70号について説明させていただきました。
ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

〈安達委員〉

今の説明とは少し的が外れるかも知れませんが、添付されている現行の条例施行規則の13ページの1に、定員のことが書いてあります。網野こども園が設置されていると思いますが、全然これには触れていないので、無償化に関して条例が変わったところだけを変えろということ、まだこれには触れていないのですね。30年2月までの改正情報なので、網野こども園に関してはきつとできていないからだと思いますが、今後ここに入れるのか、もう一緒に入れてしまうのか、教えてください。

〈服部子ども未来課長〉

今打ち出しをしています施行規則については、修正前のものになっています。網野こども園につきましても、同様に定員を定めていますので、その改正も行っています。

〈吉岡教育長〉

直したものを付けていなかったということで、事務局の方のミスです。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第70号「京丹後市立幼保連携型認定こども園条例施行規則の一部改正について」につきましても、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第72号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

<横島教育次長>

議案第72号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱の一部改正について」説明させていただきます。

これは、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業保育料徴収条例を改正したこと、また字句誤り等を修正するものです。

新旧対照表をご覧ください。

第4条の(1)の内容です。現行では条例番号について「第43号」と記載していますが、正しくは「第44号」であったため、修正をしていますし、「第4条第1項第2号」は「第4条第1項」に、「保育認定児」は「教育・保育給付認定子ども（教育認定子どもを除く。）」という形に定めています。

1枚めくっていただきまして、ウの生活保護法のあとに法律番号を漏らしておりましたので「(昭和25年法律第144号)」を加えています。

こちらの方も、附則で、令和元年の10月1日から施行するとしています。

以上、よろしくご審議のほどお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第72号について説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第72号「京丹後市立保育所及び認定こども園延長保育事業実施要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第73号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の一部改正について」を議題とします。

事務局から説明をお願い致します。

<横島教育次長>

議案第73号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の一部改正について」説明させていただきます。

こちらの方も、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、改正法に準拠した改正を行うものです。

新旧対照表をご覧ください。

先ほどから何回も説明をさせていただいています、「支給認定」という言葉が「教育・保育給付認定」という言葉に変わったことに基づいて、第2条、第3条は変更していますし、第4条も給食費のあとの括弧書きを取らせていただいています。

こちらも附則で、令和元年10月1日から施行としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第73号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それではお諮りを致します。議案第73号「京丹後市特定教育・保育における実費徴収に係る補足給付費支給要綱の一部改正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

次に、議案第74号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について」を議題とします。

事務局から説明をお願い致します。

<横島教育次長>

次に議案第74号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について」説明させていただきます。

こちら、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等に基づく国の幼児教育・保育無償化の実施に伴い、国の幼稚園就園奨励費補助事業が終了することになりましたので、その要綱を廃止するものです。

附則において、同じように、令和元年10月1日を施行としています。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

<吉岡教育長>

議案第74号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願い致します。

〈全委員〉

なし。

〈吉岡教育長〉

それではお諮りを致します。議案第74号「京丹後市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の廃止について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

〈全委員〉

異議なし。

〈吉岡教育長〉

異議なしと認め、承認致します。

〈吉岡教育長〉

次に、議案第75号「令和元年度京都府小学校教育研究会外国語教育研究大会の開催に係る後援について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

〈横島教育次長〉

議案第75号「令和元年度京都府小学校教育研究会外国語教育研究大会の開催に係る後援について」説明させていただきます。

京都府小学校教育研究会は、今年で51年目を迎え、本年度は、質の高い学力と豊かな人間性の育成を研究テーマに活動をしています。この研究大会は、「主体的にコミュニケーションを図り、学びを深める児童の育成」～自ら未来を切り拓く姿をめざして～を研究主題として行われます。内容は、午前中に公開事業授業が2時間行われたあと、昼食をはさんで、児童発表、全体会、分科会と続きます。

日時は、令和元年10月25日(金)、10時20分から16時30分、場所は京丹後市立島津小学校で行われます。

主催は、京都府小学校教育研究会、申請者は、京都府小学校教育研究会 会長 村上元良氏です。

なお、後援を、京都府教育委員会にも申請していることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

<吉岡教育長>

議案第75号を説明させていただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

それでは、お諮りを致します。議案第75号「令和元年度京都府小学校教育研究会
外国語教育研究大会の開催に係る後援について」につきまして、承認にご異議ござい
ませんか。

<全委員>

異議なし。

<吉岡教育長>

異議なしと認め、承認致します。

<吉岡教育長>

以上で本日の議事はすべて終了させていただきました。

続いて3のその他ということで、何かありましたらお願ひ致します。

<野木委員>

議事が終了してしまいましたが、確認の意味で、議案の64号と65号の時に、教
育長から、提案理由の部分でしたか、もう少しこういうふうに変えた方が良いのでは
ないかという提案がありました。今承認したわけですが、この内容が変更になる
可能性はあるのですか。

<吉岡教育長>

内容は変更にならないです。

<野木委員>

提案理由が変更になる可能性があるということですか。

<吉岡教育長>

改めて変更の提案はさせていただかないです。ただ、同じような形で議会の方にも提案しますので、その時には修正をさせていただいた提案をさせていただくかも分かりません。

<野木委員>

確認ですけど、我々が承認させていただいたのは、提案理由の部分ではなくて、内容の部分ということですね。

<吉岡教育長>

はい。

<野木委員>

分かりました。

<吉岡教育長>

間違っているということはないのですが、多くのことを書き過ぎていると思いましたので、整理をさせていただきます。

他はどうでしょうか。

<全委員>

なし。

<吉岡教育長>

ないようでしたら、以上で第15回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。ご苦勞様でした。

<閉会 午前10時23分>

[8月臨時会 令和元年8月27日(火) 午後1時30分から]

[9月定例会 令和元年9月3日(火) 午後1時30分から]